

# 雇用保険制度関係資料

# 平成25年度末までの暫定措置について

## ① 本来の所定給付日数に加え、給付日数を60日間延長（個別延長給付）

- 解雇や倒産等により離職した者（以下「特定受給資格者」という。）などに対し、通常の90～330日の所定給付日数に加え、原則として給付日数を60日間を延長する。

## ② 雇止め等により離職した者の所定給付日数の拡充

- 雇止め等により離職した者については、通常は、一般の離職者と同じ給付日数（90～150日）であるところ、暫定的に、特定受給資格者と同じ給付日数（90～330日）に拡充。

## ③ 常用就職支度手当の支給対象範囲の拡大（省令）

- 障害者などの就職困難者に対して再就職の際の初期費用を支援する常用就職支度手当について、平成21年度から暫定的に「40歳未満の者」を支給対象に追加。

# 個別延長給付の概要

**特定受給資格者又は有期労働契約が更新されなかったために離職した者のうち、次のいずれかに該当し公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者につき、所定給付日数を最大60日間延長。**

## ■対象者

- (1) 45歳未満の求職者
- (2) 直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域（指定地域）に居住する求職者
  - ① 労働力人口に対する有効求職者割合が全国平均以上
  - ② 当該地域における有効求人倍率が1倍未満
  - ③ 雇用保険の基本受給率が全国平均以上
- (3) 公共職業安定所長が、受給資格者の知識、技能、職業経験等を勘案し、特に再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者（個別支援）

### 【公共職業安定所長要件による支給対象者】

- ① 安定した就業の経験が少なく、離転職を繰り返している者
- ② 産業構造、労働市場の状況等からみて、再就職のために、その者が従事していた職種等を転換する必要があり、就業に着くことに時間を要する者
- ③ ①及び②のほか、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っており、かつ、公共職業安定所の職業指導を受けなければ、適切な職業選択を行うことが著しく困難である者

# 個別延長給付の支給状況

	①基本手当 支給終了者数 (特定受給資格者及び 特定理由離職者)	②個別延長給付 初回受給者数	③個別延長給付 支給終了者数	延長給付率 (②/①)	支給終了率 (③/②)
平成21年度	747,850人	552,676人	414,481人	73.9%	75.0%
平成22年度	494,624人	361,679人	333,348人	73.1%	92.2%
平成23年度	422,383人	317,170人	267,699人	75.1%	84.4%
平成24年度	332,305人	222,030人	210,288人	66.8%	94.7%
平成23年11月	37,628人	27,773人	23,448人	73.8%	84.4%
12月	33,239人	24,667人	22,445人	74.2%	91.0%
平成24年1月	40,344人	30,773人	25,345人	76.3%	82.4%
2月	32,345人	24,050人	24,501人	74.4%	101.9%
3月	29,753人	21,155人	23,652人	71.1%	111.8%
4月	27,132人	21,303人	21,506人	78.5%	101.0%
5月	28,398人	21,266人	22,172人	74.9%	104.3%
6月	22,678人	16,306人	18,065人	71.9%	110.8%
7月	28,398人	20,437人	17,661人	72.0%	86.4%
8月	31,843人	21,943人	16,697人	68.9%	76.1%
9月	25,170人	16,829人	16,911人	66.9%	100.5%
10月	32,326人	22,190人	18,542人	68.6%	83.6%
11月	28,062人	17,848人	15,618人	63.6%	87.5%
12月	23,930人	14,599人	14,736人	61.0%	100.9%
平成25年1月	34,958人	21,839人	19,060人	62.5%	87.3%
2月	24,292人	13,978人	15,417人	57.5%	110.3%
3月	25,118人	13,492人	13,903人	53.7%	103.0%
4月	25,555人	15,554人	13,657人	60.9%	87.8%
5月	25,840人	14,685人	13,056人	56.8%	88.9%
6月	21,846人	11,598人	10,238人	53.1%	88.3%
7月	27,480人	15,028人	11,854人	54.7%	78.9%
8月	27,221人	14,531人	10,776人	53.4%	74.2%
9月	23,634人	11,905人	11,784人	50.4%	99.0%
10月	30,760人	15,859人	12,832人	51.6%	80.9%

# 雇止め等により離職した者(特定理由離職者) の給付日数の拡充の概要

次に掲げる理由により離職した者については、通常は、一般の離職者と同じ給付日数(90~150日)であるところ、暫定的に、特定受給資格者と同じ給付日数(90~330日)に拡充。

**I 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者**(その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。)

## II 正当な理由のある自己都合により離職した者

- ①体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
- ②妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
- ③父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
- ④配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
- ⑤次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
  - i) 結婚に伴う住所の変更
  - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
  - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
  - iv) 自己の意志に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
  - v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
  - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
  - vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避

※暫定措置の対象はI及びII(うち被保険者期間が6月以上12月未満の者)

【参考】特定受給資格者

倒産や解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

# 特定受給資格者の基準

## 【特定受給資格者】

○ 倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

### ① 「倒産」等により離職した者

- (1) 倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続きの申立て又は手形取引の停止等）に伴い離職した者
- (2) 事業所において大量雇用変動の場合（1か月に30人以上の離職を予定）の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- (3) 事業所の廃止（事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。）に伴い離職した者
- (4) 事業所の移転により、通勤困難となったため離職した者

### ② 「解雇」等により離職した者

- (1) 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者
- (2) 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- (3) 賃金（退職手当を除く。）の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き2ヶ月以上となったこと等により離職した者
- (4) 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者（当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。）
- (5) 離職の直前3ヶ月間に連続して労働基準法に基づき定める基準に規定する時間（各月45時間）を超える時間外労働が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- (6) 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- (7) 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- (8) 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者（上記（7）に該当する者を除く。）
- (9) 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことにより離職した者
- (10) 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。）
- (11) 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3ヶ月以上となったことにより離職した者
- (12) 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

# 基本手当の受給資格要件及び所定給付日数について

	被保険者期間	給付日数
特定受給資格者	6月以上必要 (離職の日以前1年間で)	90～330日
特定理由離職者	6月以上必要 (離職の日以前1年間で)	90～150日 平成25年度末までの間 暫定措置により 「90～330日」に拡充
それ以外の離職者	12月以上必要 (離職の日以前2年間で)	90～150日

# 特定理由離職者数の推移

(単位:人、%、億円)

	初回受給者数		受給者実人員		支給金額	
		前年度比		前年度比		前年度比
平成21年度	132,388	-	41,002	-	579.5	-
平成22年度	105,126	△20.6	39,158	△4.5	538.2	△7.1
平成23年度	101,851	△3.1	35,041	△10.5	470.6	△12.6
平成24年度	104,993	3.1	35,149	0.3	469.9	△0.1
平成23年11月	9,106	△3.8	32,452	△10.5	(注1) 受給者実人員の各年度の数値は月平均値である。 (注2) 支給金額は業務統計値である。 (注3) 月毎の集計部分は、対前年同月比である。	
12月	5,464	△8.6	29,594	△10.3		
平成24年1月	4,801	4.6	27,936	△8.0		
2月	8,104	7.9	28,409	△3.1		
3月	6,028	△7.6	26,948	△5.6		
4月	8,205	△10.6	29,036	△3.9		
5月	19,985	4.1	42,374	3.4		
6月	8,756	△21.6	41,873	△7.9		
7月	7,255	△5.0	41,862	△5.1		
8月	8,166	△8.2	39,693	△10.3		
9月	5,646	△9.8	33,830	△8.2		
10月	7,323	22.1	33,733	1.4		
11月	9,408	3.3	32,756	0.9		
12月	6,523	19.4	30,891	4.4		
平成25年1月	7,033	46.5	31,655	13.3		
2月	9,588	18.3	32,335	13.8		
3月	7,105	17.9	31,754	17.8		
4月	8,656	5.5	33,422	15.1		
5月	17,440	△12.7	42,173	△0.5		
6月	7,609	△13.1	39,807	△4.9		
7月	7,183	△1.0	39,396	△5.9		
8月	7,453	△8.7	35,928	△9.5		
9月	5,010	△11.3	31,166	△7.9		
10月	6,532	△10.8	29,599	△12.3		

(注1) 受給者実人員の各年度の数値は月平均値である。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

(注3) 月毎の集計部分は、対前年同月比である。

# 常用就職支度手当の概要①

常用就職支度手当は、受給資格者（基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1未満である者に限る。）、特例受給資格者又は日雇受給資格者であって、次のいずれかに該当する者の常用就職を促進するため、これらの者が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が必要と認めたとときに支給される。

## ■ 対象者

- イ 身体障害者
- ロ 知的障害者
- ハ 精神障害者
- ニ 就職日において45歳以上である再就職援助計画等の対象となる受給資格者
- ホ 季節的に雇用されていた特例一時金の受給資格者（特例受給資格者）であって、通年雇用奨励金の支給対象となる事業主に通年雇用される者
- ヘ 日雇受給資格者のうち、日雇労働被保険者として就労することを常態とする者であって、就職日において45歳以上である者
- ト その他次に掲げる就職が困難な者
  - (イ) 駐留軍関係離職者、沖縄失業者求職手帳の所持者、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の所持者
  - (ロ) 刑余者
  - (ハ) 社会的事情により就職が著しく阻害されている者
  - (ニ) 安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、就職日において40歳未満であるもの

※就職日が平成21年3月31日から平成26年3月31日までの間の暫定措置

## 常用就職支度手当の概要②

### ■要件

- イ 安定所の紹介により1年以上引き続いて雇用されることが確実であると認められる職業に就いたこと。
- ロ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- ハ 待期期間又は離職理由、紹介拒否等による給付制限期間が経過した後職業に就いたこと。
- ニ 常用就職支度金を支給することがその者の職業の安定に資すると認められること。ただし、就職日前3年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度金の支給を受けたことがある場合は、常用就職支度金は支給されない。

<受給資格者が安定した職業に就いた場合の手当>

残給付日数	1 / 3 以上	<b>再就職手当</b> 支給対象者に制限なし
	1 / 3 未 満	<b>常用就職支度手当</b> 障害者等の就職困難者

### ■支給額

基本手当日額×90×40%

(支給残日数が90日未満である場合は、その日数。ただし、45日を下限とする。体系的には次表のとおり。)

支給残日数	常用就職支度手当の額
90日以上	36日分の基本手当
45日以上90日未満	残日数の40%相当日数分の基本手当
45日未満	18日分の基本手当

※基本手当日額の上限額は、5,840円（60歳以上65歳未満は4,729円）

# 常用就職支度手当の支給状況

(単位:人、%)

	受給者数	支給状況					安定した職業に就くことが著しく困難な40歳未満の者	その他
		身体障害者等	45歳以上の者	特例受給資格者	特例受給資格者	特例受給資格者		
平成20年度	2,144 ( 12.3 )	-	-	-	-	-	-	
平成21年度	9,906 ( 362.0 )	1,454	930	317	6,856	349		
平成22年度	11,225 ( 13.3 )	1,488	1,653	328	7,304	452		
平成23年度	9,894 ( △11.9 )	1,350	1,012	291	6,704	537		
平成24年度	10,481 ( 5.9 )	1,408	1,071	302	7,099	601		
平成23年11月	903 ( △13.8 )	118	85	4	646	50		
12月	773 ( △15.8 )	104	88	7	529	45		
平成24年1月	789 ( △12.3 )	115	92	14	526	42		
2月	738 ( 1.0 )	113	68	32	469	56		
3月	852 ( △7.9 )	141	111	42	514	44		
4月	705 ( 0.6 )	128	64	41	441	31		
5月	1,176 ( 8.3 )	167	105	56	768	80		
6月	814 ( 6.7 )	124	57	45	537	51		
7月	788 ( 16.1 )	113	54	30	540	51		
8月	1,048 ( 3.5 )	103	48	27	805	65		
9月	695 ( △12.1 )	71	44	8	530	42		
10月	911 ( 13.0 )	107	87	11	656	50		
11月	973 ( 7.8 )	121	105	2	700	45		
12月	906 ( 17.2 )	115	118	7	612	54		
平成25年1月	814 ( 3.2 )	130	152	13	471	48		
2月	726 ( △1.6 )	116	103	22	449	36		
3月	925 ( 8.6 )	113	134	40	590	48		
4月	885 ( 25.5 )	132	115	39	555	44		
5月	1,456 ( 23.8 )	247	131	72	907	99		
6月	815 ( 0.1 )	97	75	44	531	68		
7月	942 ( 19.5 )	133	115	23	604	67		
8月	1,107 ( 5.6 )	114	164	5	773	51		
9月	884 ( 27.2 )	86	188	11	544	55		
10月	1,136 ( 24.7 )	95	308	6	662	65		

(注) ( ) 内は、対前年度比である。(月毎の集計部分は、対前年同月比)

# 再就職手当について

## 現行の再就職手当の概要

受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合には、支給残日数の50%に基本手当日額（※）を乗じた額の一時金が支給される。

支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合には、支給残日数の60%に基本手当日額を乗じた一時金が支給される。

※基本手当日額は5,840円（60～64歳は4,729円）を上限とする。

## 再就職手当に係る主な制度変遷

	平成12年改正以前	平成12年改正 (平成13年4月施行)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成21年改正 (同年4月施行)	平成23年改正 (同年8月施行)
給付額	所定給付日数の区分 及び 支給残日数の区分 に応じて支給  ※支給残日数が所定給付日数の1/3以上かつ45日以上必要	支給残日数の <b>1 / 3</b> (※) 分  ※省令で規定	支給残日数の <b>30%</b> 分	所定給付日数1/3以上： 支給残日数の <b>40%</b>  所定給付日数2/3以上： 支給残日数の <b>50%</b>  ※「支給残日数が45日以上」は要件として撤廃  ※平成23年度末まで	所定給付日数1/3以上： 支給残日数の <b>50%</b>  所定給付日数2/3以上： 支給残日数の <b>60%</b>  ※恒久化

# 再就職手当の支給状況

【年度別】

(単位：人、%、千円)

	受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成15年度	90,615	△76.3	15,606,204	△83.6
平成16年度	65,619	△27.6	9,360,791	△40.0
平成17年度	319,361	386.7	52,498,714	460.8
平成18年度	366,633	14.8	59,916,095	14.1
平成19年度	364,631	△0.5	59,750,527	△0.3
平成20年度	347,288	△4.8	58,934,599	△1.4
平成21年度	390,903	12.6	99,667,269	69.1
平成22年度	352,861	△9.7	90,753,099	△8.9
平成23年度	359,848	2.0	101,619,063	12.0
平成24年度	387,438	7.7	120,614,333	18.7

【月別】

(単位：人、%、千円)

	受給者数		支給金額	
		前年比		前年比
平成23年11月	33,355	3.3	10,198,826	25.5
12月	31,863	5.9	9,917,533	30.3
平成24年1月	28,488	5.1	8,769,858	28.7
2月	23,694	11.1	7,297,834	34.7
3月	27,329	6.6	8,575,422	31.6
4月	24,171	12.6	7,543,298	39.3
5月	38,936	20.5	12,042,503	49.6
6月	33,233	10.5	10,420,620	36.0
7月	38,165	14.6	11,661,829	40.3
8月	37,576	5.3	11,578,886	29.5
9月	28,700	△3.3	9,067,420	6.4
10月	36,024	10.5	11,051,353	11.0
11月	35,010	5.0	10,631,165	4.2
12月	32,734	2.7	10,231,756	3.2
平成25年1月	30,140	5.8	9,532,464	8.7
2月	23,847	0.6	7,730,225	5.9
3月	28,902	5.8	9,122,815	6.4
4月	26,920	11.4	8,530,294	13.1
5月	43,113	10.7	13,475,725	11.9
6月	33,580	1.0	10,525,879	1.0
7月	40,156	5.2	12,298,273	5.5
8月	37,457	△0.3	11,508,923	△0.6
9月	29,879	4.1	9,196,903	1.4
10月	36,653	1.7	11,059,327	0.1

(注)平成15年度及び16年度については、再就職手当の支給要件を満たす者のうち、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の2以上ある場合は、早期再就職支援金を支給していた。

# 教育訓練給付の概要

## 趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

## 給付の概要

次の①又は②のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合であって、支給要件期間（注1）が3年以上（初めてに限り、1年以上）のときに、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限10万円）の教育訓練給付金が支給される

- ① 教育訓練を開始した日に被保険者である者
- ② 教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年（適用対象期間の延長（注2）が行われた場合には最大4年）以内にある者

（注1） 「支給要件期間」とは、教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

（注2） 「適用対象期間の延長」とは、被保険者でなくなってから1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数（最大3年間）を加算することができるというもの。

## （支給実績）

	受給者数（人）		平均支給額（円）		支給金額（千円）	
		（前年度比）		（前年度比）		（前年度比）
平成20年度	123,866	0.9	59,923円	△ 18.5	7,422,473	△ 17.8
平成21年度	133,598	7.9	36,186円	△ 39.6	4,834,347	△ 34.9
平成22年度	124,170	△ 7.1	36,852円	1.8	4,575,918	△ 5.3
平成23年度	122,248	△ 1.5	37,028円	0.5	4,526,558	△ 1.1
平成24年度	130,218	6.5	35,095円	△ 5.2	4,569,985	1.0

（注1）教育訓練給付の施行は平成10年12月1日、支給開始は平成11年3月である。

（注2）支給金額は業務統計値である。

# 教育訓練給付に係る主な制度変遷

	平成15年改正以前 (平成10年12月創設)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成19年改正 (同年10月施行)
給付率	80%	20~40% ※具体的な給付率(省令): 要件期間3~5年:20% 要件期間5年以上:40%	20~40% ※具体的な給付率(省令): 要件期間に関わらず20%
上限額 (省令)	30万円 ※平成13年1月より ※平成10年創設時は上限20万円	要件期間3~5年:10万円 要件期間5年以上:20万円	10万円
支給要件期間	5年以上	3年以上	3年以上 ※初回の受給に限り1年以上 (当分の間)

# 育児休業給付の概要

## 1 趣旨

労働者が育児休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために、育児休業給付を支給する。

## 2 支給対象事由

労働者が1歳<sup>(※)</sup>（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合については1歳6か月）未満の子を養育するための育児休業を行う場合に支給する。

※ 当該労働者の配偶者が、子の1歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合は、1歳2ヶ月

## 3 支給要件

雇用保険の被保険者が、育児休業をした場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あること

## 4 給付額

休業開始前賃金の50%に相当する額

- ※ 原則40%のところ、当分の間の暫定措置として給付率を引上げ
- ※ 賃金と給付の合計額が休業開始時賃金日額の80%を超える場合は、超える額を減額
- ※ 支給単位期間（1月）中、就業している日が10日以下であることが条件

## 5 国庫負担率

給付額の1/8

- ※ ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%とされている。

## 育児休業給付に係る主な制度変遷

	平成12年改正以前 (平成7年4月創設)	平成12年改正 (平成13年1月施行)	平成19年改正 (同年10月施行)	平成21年改正 (22年4月施行)
<b>給付率</b>	<p style="text-align: center;"><b>25%</b></p> <p style="text-align: center;">〔 育児休業基本給付金： 20% 職場復帰給付金： 5% 〕</p>	<p style="text-align: center;"><b>40%</b></p> <p style="text-align: center;">〔 育児休業基本給付金： 30% 職場復帰給付金： 10% 〕</p>	<p style="text-align: center;"><b>50%</b></p> <p style="text-align: center;">〔 育児休業基本給付金： 30% 職場復帰給付金： 20% ※平成21年度末まで (暫定措置) 〕</p>	<p style="text-align: center;"><b>50%</b></p> <p style="text-align: center;">※全額休業期間中に支給 ※暫定措置の期限を「当分 の間」に延長</p>

### 平成7年4月1日（育児休業給付創設）

給付率25%（育児休業基本給付金20%、育児休業職場復帰給付金5%）

### 平成13年1月1日

給付率を25% → 40%に引上げ（育児休業基本給付金 20%→30%、育児休業者職場復帰給付金 5%→10%）

### 平成17年4月1日

給付期間の延長（養育する子が1歳まで → 一定の場合には1歳6か月まで）

### 平成19年10月1日

少子化対策及び雇用の安定に資するとして、給付率を40% → 50%に引上げ

（育児休業基本給付金 30%(変更無し)、育児休業者職場復帰給付金 10%→20%) <平成21年度末までの暫定措置>

### 平成22年4月1日

・少子化対策としての要請等を勘案し、暫定措置の期限を「当分の間」に延長

・育児休業を取得しやすくし、就業継続を援助・促進するため、休業中と復帰後6ヶ月に分けて支給していた給付を統合し、全額（50%）を休業中に支給

### 平成22年6月30日

同一の子について配偶者が休業をする場合については、子が「1歳2ヶ月」に達する日まで最長1年間支給（パパ・ママ育休プラス）

# 育児休業給付の支給状況

初回受給者数、平均受給月額、平均給付期間、給付総額

	初回受給者数 (人)		平均受給月額 (円) <small>(基本給付金のみ)</small>			平均給付期間 (月)			給付総額 (千円)			
	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性			
平成15年度	103,478	459	103,019	72,204	98,751	72,150	8.1	3.7	8.1	76,329,646	200,903	76,128,743
平成16年度	111,928	512	111,416	72,119	96,797	72,066	8.1	3.8	8.2	82,777,120	234,251	82,542,870
平成17年度	118,339	714	117,625	71,333	92,260	71,282	8.4	3.3	8.4	89,542,194	271,742	89,270,451
平成18年度	131,542	978	130,564	67,720	89,849	67,653	8.5	3.5	8.6	95,607,258	372,003	95,235,255
平成19年度	149,054	1,230	147,824	67,648	88,781	67,581	8.6	3.3	8.6	120,942,675	504,246	120,438,429
平成20年度	166,661	1,440	165,221	67,673	88,551	67,611	8.9	3.0	8.9	151,191,767	603,494	150,588,273
平成21年度	183,542	1,634	181,908	67,559	84,291	67,510	9.0	2.9	9.1	171,153,523	629,903	170,523,620
平成22年度	206,036	3,291	202,745	88,195	125,067	88,022	9.0	2.6	9.2	230,431,411	1,310,791	229,120,619
平成23年度	224,834	4,067	220,767	111,073	144,891	110,862	9.4	3.2	9.5	263,111,959	1,945,456	261,166,504
平成24年度	237,383	3,839	233,544	111,932	142,708	111,765	9.7	3.2	9.8	256,676,405	1,759,595	254,916,810

(注1)初回受給者数は、基本給付金（平成22年4月1日以降の育児休業開始より、職場復帰給付金と統合し、「育児休業給付金」として全額育児休業中に支給している。）に係る最初の支給を受けた者の数である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

# 求職者支援制度について

## 求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
    - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
    - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
    - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

## 対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者  
具体的には、
  - ・雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
  - ・雇用保険の適用がなかった者
  - ・学卒未就職者、自営廃業者等が対象

## 訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

## 給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費(所定の額))を支給。
- 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティあり。

## 訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

# 職業訓練受講給付金について

## 1. 額

- ・給付金支給単位期間(※)ごとに10万円  
ただし、日数が28日未満の給付金支給単位期間については、3,580円×日数
  - ・あわせて交通費(所定の額)も支給
- ※ 「支給単位期間」とは、訓練の開始日から1か月ごとに区切った期間

## 2. 要件

給付金支給単位期間について、

- ① 収入が8万円以下であること
- ② 世帯(※)の収入が25万円以下であること
- ③ 世帯の金融資産が300万円以下であること
- ④ 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと
- ⑤ 訓練の全ての実施日に訓練を受講していること  
(やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合にあっては、8割以上)
- ⑥ 世帯に他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいないこと
- ⑦ 過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと

※世帯＝同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母

## 3. 受給できる日数等

- ・12(1年相当)(必要な場合は24(2年相当))の給付金支給単位期間について支給
- ・直前に給付金の支給を受けた訓練の最初の支給単位期間の初日から6年を経過しない場合には支給しない

## 4. 手続等

- ・ハローワークで個別に就職支援計画を作成し、就職支援を行う(必要に応じて個別担当者制)
- ・月に1回ハローワークに来所し、前月の訓練の出席状況等を確認して、給付金を支給
- ・ハローワークに来所しない場合は、以後不支給
- ・不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティ

# 求職者支援制度の実施状況について(受講状況・就職状況)

(表1) 求職者支援訓練受講者数(平成23年10月～平成25年10月)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (平成25年4月～10月)	累計
合計	50,758人	98,544人	46,246人	<b>195,548人</b>
基礎	13,883人	26,257人	14,205人	54,345人
実践	36,875人	72,287人	32,041人	141,203人

(表2) 平成23年度に開講した求職者支援訓練の修了者等の就職状況(訓練終了3か月後)

	コース数	受講開始者数	① 修了者等数	② 就職者数	就職率 (②/①)	就職者のうち 雇用期間の 定めがない 就職者の割合
基礎コース	1,215コース	13,883人	12,411人	9,122人	<b>73.4%</b>	64.2%
実践コース	2,910コース	36,875人	33,762人	25,387人	<b>75.1%</b>	67.7%

(表3) 平成24年度に開講した求職者支援訓練の修了者等の就職状況(訓練終了3か月後)

	コース数	受講開始者数	① 修了者等数	② 就職者数	就職率 (②/①)	就職者のうち 雇用期間の 定めがない 就職者の割合
基礎コース	2,123コース	25,147人	22,713人	18,287人	<b>80.5%</b>	61.7%
実践コース	4,997コース	64,406人	59,264人	46,767人	<b>78.9%</b>	67.7%

※ 表2及び表3における「修了者等数」は、就職理由中退者数と修了者数の合計。(基礎コースは、次の訓練を受講中、受講決定した者を除く)

※ 表3の数値は、平成24年度中に開講し、平成25年6月末までに終了した訓練コース(平成25年11月27日時点)

# 失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度		26年度 予算案
						当初予算	補正後予算	
収 入	22,896	20,508	20,467	20,919	17,628	18,179	18,325	18,593
うち 保険料収入	19,664	12,790	17,858	18,658	15,570	16,145	16,145	16,817
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	1,604	5,887	702	1,281	1,531	1,663	1,663	1,527
うち 就職支援法事業 に係る国庫負担金	—	—	—	167	5	160	290	121
支 出	15,907	22,481	18,221	17,946	17,460	20,222	20,179	20,048
(うち 失業等給付費)	( 13,496)	( 19,805)	( 16,616)	( 16,543)	( 15,771)	( 17,514)	( 17,514)	( 17,562)
(うち 就職支援法事業)	—	—	—	( 110)	( 551)	( 680)	( 637)	( 537)
差 引 剰 余	6,989	▲ 1,973	2,246	2,973	168	▲ 2,043	▲ 1,854	▲ 1,454
積 立 金 残 高	55,821	53,870	55,746	58,719	59,257	57,214	57,403	55,948
(特例措置に基づく貸し出し額)	—	—	( 370)	( 370)	—	—	—	—

(注) 1. 25・26年度の「支出」には、それぞれ予備費(25' 予算:800億円、26' 要求:790億円)が計上されている。

2. 21年度の「失業等給付に係る国庫負担金」には、21年度第2次補正予算で一般会計から追加した3,500億円が含まれる。

3. 「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(22' 決算:370億円)が減額されているが、24年度決算処理において雇用安定事業費から返還。

4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 雇用保険二事業関係収支状況

(単位:億円)

	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度		26年度 予算案
						当初予算	補正後予算	
収入	5,230	5,022	5,925	6,200	5,894	5,866	6,032	6,172
支出	5,649	10,235	7,078	6,348	5,030	5,393	5,541	5,472
差引剰余 (積立金へ返還)	▲ 419	▲ 5,212	▲ 1,153	▲ 148	863 ▲ 370	473	491	699
安定資金残高	10,260	5,048	3,895	3,747	4,240	4,713	4,731	5,430

(注) 1. 22年度の「収入」には、特例措置による積立金からの受入額(22':370億円)が含まれているが、24年度決算処理において、積立金へ返還。

2. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 雇用保険料率の弾力倍率の計算方法

## 失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ (\rightarrow 10/1000 \text{まで}) \end{array}$$

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ (\rightarrow 18/1000 \text{まで}) \end{array}$$

※ 24年度決算額による計算 = 3.70

注：国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

## 雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ (\rightarrow 3/1000 \text{まで}) \end{array}$$

※ 24年度決算額による計算 = 0.86